

平成28年11月10日実施の随意契約による売却財産の買受人となるべき者を次のとおり決定しましたので、国税徴収法第109条第4項に準用する同法第106条第2項の規定に基づき公告します。

平成28年11月25日

京都市長 門川 大作

1 売却財産

土地

所在 石川県羽咋郡志賀町小浦平打

地番 1番30

地目 山林

地積 613㎡

以上登記簿による表示

2 買受申込価額

490,000円

3 買受人となるべき者の氏名又は名称

大和ハウス工業株式会社

4 買受人となるべき者の決定年月日

平成28年11月24日

5 売却決定の日時

平成28年12月1日午前10時00分

6 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)